

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 4 月 20 日現在

機関番号：32663

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2009～2011

課題番号：21730094

研究課題名（和文） 三者間相殺の研究

研究課題名（英文） A study on the triangular set-off

研究代表者

深川 裕佳（FUKAGAWA YUKA）

東洋大学・法学部・准教授

研究者番号：10424780

研究成果の概要（和文）：本研究においては、わが国の民法上、相殺は、二当事者間のみならず、三当事者間においても同様に行いうることを明らかにした。さらには、フランスにおける学説の検討を通じ、三者以上の多数当事者間相殺もまた「相殺」として有効であることを示した。そこにおいて、相殺は、その相殺に加わる当事者が三人以上の多数であれ、当事者が債務を負担し合う状況にあることから、債権と債務の差額を弁済するのみで、債権関係を簡易に決済する手段となる。また、第三者に対する関係においては、「債務間の牽連性」がその担保的機能を導くものと考えられる。

研究成果の概要（英文）：This research shows that, in Japanese civil code, the set-off may occur not only between two parties but also among three parties. Furthermore, by referring French theory, this research shows that the set-off among more than three parties, the so-called multilateral set-off, can also be valid as “set-off” in Japan. The set-off achieves a settlement with facility by only paying the difference, because, even if it is triangular or multilateral, the parties owe each other. And, the effect of set-off to the third person is based on the close relationship (connexity) between credit and dept.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2010年度	600,000	180,000	780,000
2011年度	400,000	120,000	520,000
総計	2,000,000	600,000	2,600,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：相殺，相殺契約，三者間相殺，多数当事者間相殺，債権法改正

1. 研究開始当初の背景

(1) 学術的背景 民法は、一方的意思表示によって効力の生じる法定相殺は、二者間で行われることを基本としており(民法 505 条)、果たして、三者間で一方的意思表示による法

定「相殺」が可能であるか、どのような要件の下に可能かということはこれまで体系的に明らかにされてこなかった。従来の学説では、三者間相殺は、民法において、「相殺」を含む抗弁を主張することができると規定

されている場合、すなわち、民法 443 条 1 項〔通知を怠った連帯債務者からの求償に対する他の連帯債務者の相殺の主張〕や民法 463 条 1 項・443 条〔通知を怠った保証人からの求償に対する主債務者の相殺の主張〕、468 条 2 項〔債権譲渡における相殺の主張〕の場合に、特別に三者間相殺が認められるとしてきた。さらには、条文には明示されていなくても、物上保証人や抵当不動産の第三取得者のように他人の債務について責任を負担する者については、第三者の弁済のように、第三者の相殺も認めるべきであると主張されてきた（我妻榮『債権総論』（岩波書店、新訂版、1964 年）322・323 頁）。そして、相殺契約がなされる場合には、三者間相殺（契約）は、無制限に有効であるとされてきた（前掲・我妻 353-354 頁）。しかし、三者間相殺が行われるための統一的な要件、および、第三者効も含めた効果の全体像を明らかにするには至っていない。

(2) 実務による要請 実務では、「3 人」にまたがって存在する 2 つの債務の間で行われる相殺が当事者間の合意によって行われている（最三判平成 7・7・18 金法 1457・37 を参照）。そこで、三者間相殺の理論的解明については、実務からの要請も強くだされていた（大阪企業法務研究会「三者間相殺契約の対外的効力」判タ 51 卷 4 号（2000 年）46 頁以下）。さらに、三者間相殺の解明は、三者以上の多数当事者間の相殺（マルチラテラル・ネットィング）を解明するための基礎にもなるものと思われ、金融実務に資するものと思われる。

(3) 債権法改正の議論 現在、検討されている債権法改正において、三者間において行われる相殺の規定をどのように位置づけるか、特に、第三者によって行われる相殺の規定を創設すべきかといったような問題において

も、三者間相殺を理論的に解明することの必要性は大きい（平野裕之「相殺規定の見直しは必要か」法律時報増刊『民法改正を考える』（日本評論社、2008 年））。

2. 研究の目的 ここまでに述べたことから、本研究は、三者間相殺について、特に、(1) 要件および(2) 効果、(3) 第三者への効力（担保的機能）を体系的に明らかにすることを目的とした。

3. 研究の方法 本研究は、前記問題を解決するために、以下の 3 つの方法により検討を行った。

(1) 三者間相殺の類型化 本研究では、まず、わが国において、民法上の規定によって、三者間相殺が認められるのはどのような場合かということを類型化した。これによって、三者間相殺の特徴を類型ごとに明らかにし、その要件と効果を検討することができると考えられたからである。

(2) 類型ごとの判例の検討 つぎに、上記類型化に従って、本研究は、三者間相殺が問題となった判例を検討した。これは、民法の規定が判例法理によってどのように展開されているかということを確認するためである。

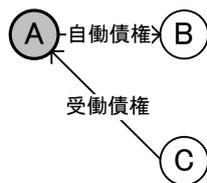
(3) フランスにおける議論を検討することによる理論的解明 最後に、それぞれの類型ごとの検討を統合する理論を検討し、さらには、合意によってなされる三者間相殺も視野に入れた理論を提供するという観点から、フランスにおいて公表された近年の博士論文（Delozière-Le Fur (Anne-Valérie), *La compensation dite multilatérale*, paris, Pantheon-Assas, 2003; Roussille (Myriam), *La compensation multilatérale*, paris, Dalloz-Sirey, 2006.) を検討し、これから示唆を得ながら検討を行った。このようにフ

ランスの議論を参考にしたのは、次の理由による。すなわち、相殺規定に関するわが国の母法の一つであるフランス民法典は、債権の対立要件を重視し、三者に債権がまたがる場合には相殺を認めないとの議論が有力であったところ、近年の研究において、そのような既存の理論を打ち破るような新たな理論が公表されたことは、わが国における相殺の発展を考える上でも参考になると思われるからである。

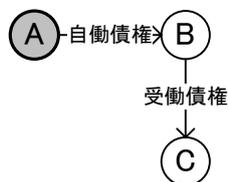
4. 研究成果 本研究は、その成果を主に、後に挙げる論文によって発表した。また、本研究の研究代表者（深川）が所属する研究会において随時報告を行い、研究者および実務家から様々なアドバイスを受けた。先に述べた「3. 研究の方法」における(1)から(3)の順に成果をまとめておく。

(1) 三者間相殺の類型化 三者間相殺に関する基礎研究として、民法に規定された三者間相殺に関する条文を、ABC 三者のうち A が相殺する場面を前提として、以下の3つの場面に類型化した。

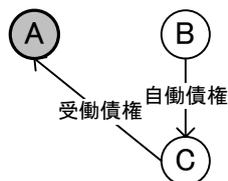
①第1類型…(例)民468条2項



②第2類型…(例)民436条1項



③第3類型…(例)民479条



さらには、④厳密には三者に2つの債権がまたがっているのではなく、債権は二者に対立しており、その相殺権を第三者が主張するという場面も民法に規定されており、たとえば、保証人や連帯債務者は、主たる債務者や他の連帯債務者の相殺権を援用しうる（民法457条2項、436条2項）との規定も、民法505条以下の例外（特に506条を満たさない）といえるため、広く、三者間相殺の問題として検討すべきと考えられた。

(2) 類型ごとの判例の検討 上記の類型に従い、これまでに現れた判例・裁判例を分類して検討した。その結果として、特に、前述④第三者が他人の相殺権を援用する場面については、民法に、保証人や連帯債務者についてしか規定されていないが、債務なき責任を負担するという観点からは、物上保証人や担保不動産の第三取得者についても、相殺権の援用が認められるべきと考えられた。

また、三者間相殺の第三者に対する効力（担保的機能）については、類型を問わず、三者間相殺が認められる場面において、相殺に供される2つの債務が牽連している場合に——同一の契約から生じたとか、異なる契約であるが一つの経済目的を実現するために緊密な関係にある異なる契約から生じたとかいうような場合に——、第三者に相殺を主張しうる（担保的機能が認められる）ものと考えられた。

(3) フランスにおける議論を検討することによる理論的解明 フランスでは、相殺要件としての債務の対立が厳格に解され、その要件が満たされないような場合、すなわち、三者以上においては、相殺は行うことができないと考えられてきた。しかし、近年の博士論文において、「多数当事者間相殺」の有効性を認める見解が現れ、そこでは、多数当事者間であっても、セントラル・カウンターパー

ティを利用して二者間に債権関係を引き直すというようなことなしに、錯綜する債権関係を「相殺」することが当事者間の合意によって可能であるとの理論が提言されるに至っている。本稿は、この理論を参考にし、閉じられた債権関係においては、差額による決済が可能であり、そこで、『相殺』は、各当事者についてその債権額とその債務額とを均衡させることによって決済を簡易にする手段」といえることを明らかにした。これによって、三者以上の相殺（たとえば、マルチラテラル・ネットィング）についても、相殺の概念によって理解することのできる可能性が開かれたものと思われる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕（計 10 件）

- ① 深川裕佳「多数当事者間相殺の有効性について——フランスにおける近年の議論を参考にして——」東洋法学 55 巻 3 号（2012 年 3 月）33-68 頁，査読無
- ② 深川裕佳「抵当権に基づく物上代位に対する賃借人の相殺権の優先性について（1）最二判平成 21.7.3 民集 63 巻 6 号 1047 頁を契機として」東洋法学 55 巻 2 号（2011 年 12 月）1-48 頁，査読無
- ③ 深川裕佳「抵当権に基づく物上代位に対する賃借人の相殺権の優先性について（1）最二判平成 21.7.3 民集 63 巻 6 号 1047 頁を契機として」東洋法学 55 巻 1 号（2011 年 7 月）1-23 頁，査読無
- ④ 深川裕佳「抵当権に基づく物上代位に対する賃借人の相殺権の優先性について（1）最二判平成 21.7.3 民集 63 巻 6 号 1047 頁を契機として」東洋法学 54 巻 2 号（2010 年 12 月）103-126 頁，査読無
- ⑤ 深川裕佳「先取特権の優先順位の決定方法についての一考察——フランス民法

典における特別先取特権の順位を参考にして」東洋法学 54 巻 1 号（2010 年 7 月）43-84 頁，査読無

- ⑥ 深川裕佳「相殺の担保的機能——優先権付与の理論的構成」私法 72 号（2010 年 4 月）191-197 頁，査読無
- ⑦ 深川裕佳「相殺制度の比較法的検討——ユニドロワ国際商事契約原則 2004，ヨーロッパ契約法原則，フランス債務法改正草案との比較検討から——」経営実務法研究 12 号（2010 年 4 月）1-12 頁，査読無
- ⑧ 深川裕佳「指名債権譲渡における相殺の抗弁の切断に関する一考察」東洋法学 53 巻 3 号（2010 年 3 月）193-232 頁，査読無
- ⑨ 深川裕佳「三者間相殺をめぐる判例法理の検討——三者間相殺の要件について——」東洋法学 53 巻 2 号（2009 年 12 月）65-96 頁，査読無
- ⑩ 深川裕佳「三者間における相殺の類型的検討——三者間相殺に関するフランス民法との比較——」東洋法学 52 巻 2 号（2009 年 3 月）21-53 頁，査読無

6. 研究組織

(1) 研究代表者

深川 裕佳 (FUKAGAWA YUKA)

東洋大学・法学部・准教授

研究者番号：10424780

(2) 研究分担者 (0)

(3) 連携研究者 (0)